

- 3 乙は、いつでもリース物件の保管及び使用の状況を検査でき、甲は、検査に協力しなければならないものとします。
- 4 リース物件の保管又は使用等に関連して第三者に損害を与えた場合、甲が損害を賠償することとします。

(所有権の表示)

第5条 乙は、リース物件に、乙の所有するリース物件である旨を示す以下の2点を表示することができるものとします。

助成元：日本女子テニス連盟

所有者：一般社団法人日本車いすテニス協会

- 2 甲は、前項以外のいかなるものも表示してはならないものとします。

(使用目的)

第6条 乙は、リース物件を、車いすテニス（練習及び試合出場）の目的にのみ使用し、その他の目的のために用いないこととします。

(リース車の仕様)

第7条 リース車は、テニス競技に必要な本体およびアシストベルト(腰部分)のみの最低限の仕様とします。

- 2 甲はリース物件使用者の安全確保に努める義務があり、当初の仕様以外に各種固定具が必要となる場合は、甲の責任ならびに費用負担により用意することとします。

(リース料)

第8条 甲は、乙に対し、月額金 3,000 円のリース料を乙の指定する方法により原則毎月末までに送金して支払います。送金手数料は、甲が負担するものとします。

- 2 契約書におけるリース開始日が月途中となる場合は、その月のリース料は免除することとします。

(善管注意義務)

第9条 乙は、リース物件を本来の用法に従って使用し、善良なる管理者の注意義務をもって管理することとし、リース物件を毀損し、又は価値を減少させることのないよう努めなければなりません。

(譲渡・転貸等の禁止)

第10条 甲が、リース物件を第三者に譲渡し、又は転貸、使用させることはできないものとします。

- 2 甲は、本リース契約上の権利を第三者に譲渡することができないものとします。

(リース物件の滅失・毀損)

第11条 甲は、リース物件の引渡後、返納までの間に、リース物件が紛失、盗難、火災又は風水害等によって滅失（修理が不能又は著しく困難な場合を含みます）又は毀損した場合は、直ちに乙に知らせることとします。その後、第3条にて定めたリース車受取時と同じ完全な状態になるよう、甲の責任および費用負担にて作製あるいは修理することとします。

(修理費等)

第12条 リース物件の以下に掲げる修理ならびにメンテナンスは、甲が自らの費用負担

で行うものとします。

- 一 タイヤのパンク修理
- 二 タイヤならびにチューブの劣化に伴う交換
- 三 シートおよびクッションカバーのクリーニング
- 五 キャスターならびにベアリング破損に伴う修理交換

2 前項以外のリース物件本体に係る修理が必要となる場合（本体への亀裂損傷等）は、直ちに乙に報告するものとします。その後、第3条にて定めたリース車受取時と同じ完全な状態になるよう、甲の責任および費用負担にて修理を行うこととします。

（定期使用状況報告書）

第13条 甲は、乙に対し、年に3回（契約日より5か月後、10か月後ならびに契約終了時）「使用状況報告書」（別紙1）を提出することとします。

（無催告解除）

第14条 甲に本契約に基づく契約不履行があった場合は、乙は、何らの催告を要せずに本契約を解除できるものとします。

（リース物件の返納および返納時のメンテナンス）

第15条 甲は、第2条によって定められたリース期間満了後、又は本リース契約が解除された場合、速やかに下記のメンテナンスを行い、2週間以内に乙まで返納するものとします。メンテナンスならびに返納時に係る費用は、甲の負担とします。

- 一 タイヤおよびチューブの交換
- 二 シートおよびクッションカバーのクリーニング
- 三 ベアリングの交換
- 四 キャスターの交換（乙による事前確認にて必要と判断した場合）

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

貸主（乙） 熊本県荒尾市緑が丘2丁目5番地3
プラネスト緑が丘205
一般社団法人日本車いすテニス協会
会長 前田 恵理 ⑩

借主（甲） 住所

氏名 ⑩

（使用者が別の場合は記入のこと） 使用者氏名